ひょうご訴訟判決前のつどい

私たちが避難をした理由（わけ）

～もう一度、内部被ばくのことを考える～

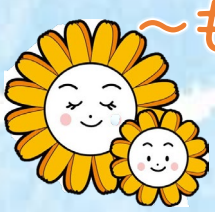

2024.1.20　@尼崎

私たちは、放射能から逃れ被ばくを避け家族を守るため、兵庫県への避難を選択しました。

国や東京電力は、原発事故は想定外の巨大災害のせい。福島県下の避難指示も解除され、復興に向かっているのだから、避難を継続するのは個人的な都合に過ぎない、それ以外の地域はそもそも避難の必要もなかったのだと言い、ただただ大丈夫というばかり。福島第一原発は、収束作業中の今も崩壊の危険があり、溶け落ちた核燃料を冷やす水は漏れ続け、未除染の山から運ばれてくる放射性物質で今も汚染され続けています。情報がないまま被った初期被ばくの影響に、避難したのちも不安はなくなりません。その不安は、80年近く前の被爆者やその子孫の方々にも通じるもの。避難当時者の私たちや、被爆者支援をされてきた斉藤ともこさんのお話を通して、皆様と思いを共有できればと思います。

俳優　斉藤とも子さん

神戸市出身
原爆を描いた舞台「父と暮せば」出演により、被爆者の方との交流が続き、原爆小頭症の患者やその家族らでつくる「きのこ会」の活動に携わっておられます、原発事故後は、避難者にも関心を寄せておられます。
ゆいぽおと『きのこ雲の下から、明日へ』出版。

切り取ると入場券になります

2024年1月20日（土）　開演/14：00（開場/13：30）

尼崎市女性センター・トレピエ
（兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目36－1）　地図は裏面

- **斉藤とも子さん　朗読とお話**
- **訴訟団より原発賠償訴訟について（ひょうご・京都・関西）**

参加無料

主催　原発賠償ひょうご訴訟団　問合せ　080-1458-5327

3.11東電原発事故後に近畿に避難した避難者が声をあげました

原発賠償ひょうご訴訟

ひょうご訴訟は「被ばく」の問題を真正面から取り上げました。
内部被ばくについて郷地秀夫医師が証言しました。
本人尋問では２８世帯の原告が、勇気を振り絞って法廷に立ち、被害の実態を訴えました。
原告は、加害者（東電）の代理人の心ない質問にも堂々と応え、多くの共感を呼びました。
2013年9月の提訴から１０年を経て、
2024年3月21日(木)に判決が言い渡されます。

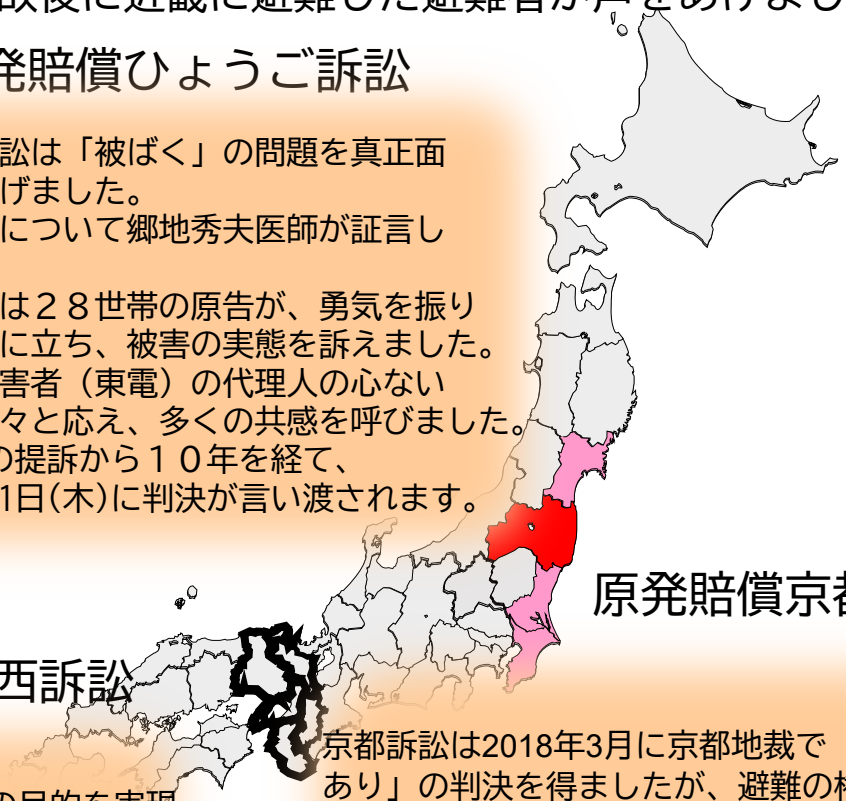

原発賠償京都訴訟

京都訴訟は2018年3月に京都地裁で「国に責任あり」の判決を得ましたが、避難の権利を認定されない世帯が３世帯あるなど「一部勝訴」という内容で、いま大阪高裁で控訴審を闘っています。
　控訴審は9月26日に第１９回期日を終え、12月12日の控訴審第２０回期日には４人の原告本人尋問が予定され、いよいよ終盤を迎えています。昨年6月17日に、先行する４訴訟（生業、群馬、千葉、愛媛）について「国に責任なし」という最高裁の不当判決（展開も粗雑で結論ありき）が出て以降、下級審でそれに追随する判決が続いているのを受けて、期日ごとに開廷前集会と裁判所一周パレードを行ない、大阪高裁の裁判官に「最高裁不当判決に縛られず、良心に従って公正な判決を！」と呼びかけています。

原発賠償関西訴訟

関西訴訟は、３つの目的を実現するためにたたかっています。
①東京電力福島第一原発事故の真相の究明と責任の追及
②損害の完全賠償
③被災者全員に対しての暮らしの支援を！

2023年5月24日から原告約80世帯の全世帯に対する本人尋問が始まっています。
現在、2024年11月28日までの尋問期日が決まっています。

切り取って受付にお出しください

ひょうご訴訟判決前のつどい

私たちが避難をした理由

1月20日(土) 14:00～ (会場13:30)

参加人数（　　）名

いずれかに〇をつけてください
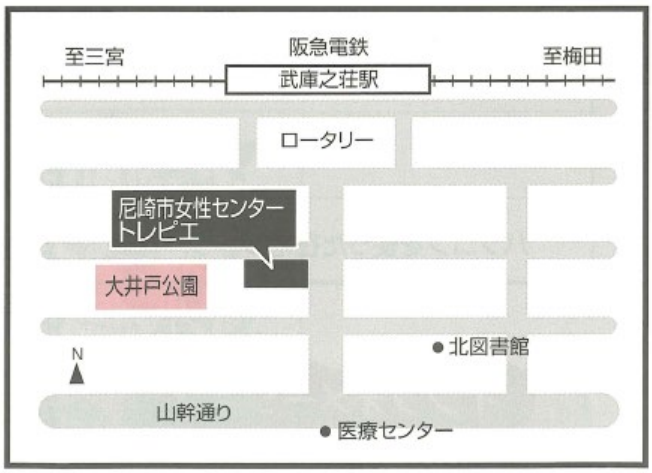
避難者・原告・弁護士・
サポーター・学生・一般